

報告第4号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日報告

小松島市長 中山 俊 雄

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	6,723円
相手方	小松島町在住の男性
事故発生年月日	令和4年2月2日
事故発生場所	小松島市横須町1番35号地先
事故の概要	

市道小松島35号線を走行していた相手方車両が、道路上の陥没箇所を通過した際、損傷したものを。

令和4年4月26日 専決第3号

小松島市長 中山 俊雄